

令和8年度 第2回 成田市地域公共交通会議(書面開催)説明資料

◆議 題

(1) 令和9年度地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助)について

<関連資料>

資料2 令和9年度地域公共交通計画 別紙(地域間幹線)

地域公共交通確保維持事業における「地域間幹線系統補助」を受けるにあたり、国による地域公共交通計画の認定が毎年度必要となっており、自治体は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等(本市の場合は、現 成田市地域公共交通会議。以下「法定協議会」という。)の承認を受けたのち、毎年 6 月末までに国へ申請を行う流れとなっている。

このことから、資料2 令和9年度地域公共交通計画 別紙(地域間幹線)の内容について、承認を求める。

■地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助)の概要

- 国土交通省では地域公共交通の維持を目的として、「地域公共交通確保維持事業」に基づく支援を行っており、乗合バスの運行が複数市町村にまたがり、かつ経常赤字が見込まれるなど一定の要件を満たすバス路線については、運行経費の赤字分を一部補填する補助金を受けることが可能となっている。
- 本市では現在、成田駅から佐原駅の間を運行する、京成バス千葉イースト株式会社の「成田佐原線」と、成田駅から八日市場駅の間を運行する、ジェイアールバス関東株式会社の「多古本線」の2路線が補助を活用している。
- 当該補助を受けるためには、「地域公共交通計画」を策定(本市では令和3年12月策定、令和7年10月一部改訂)し、そのうち地域公共交通確保維持事業に係る計画である、「地域公共交通計画 別紙」について、法定協議会で承認を得る必要がある。
- 承認後は、6 月末までに法定協議会として国へ地域公共交通計画の認定申請を行う。その後、運行事業者が11月頃に補助金の交付申請を行い、翌年3月頃に補助を受領することとなる。